

事 務 連 絡  
令和5年9月14日

各都道府県教育委員会夜間中学担当課  
各指定都市教育委員会夜間中学担当課  
御中

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育制度改革室

### 夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）

夜間中学については、令和5年4月時点で、23都道府県・指定都市に44校が設置されているところですが、令和6年度には新たに7都道府県・指定都市（福島県福島市、群馬県、大阪府泉佐野市、鳥取県、宮崎市、北九州市、佐賀県、熊本県）に、また、令和7年度には新たに6都道府県・指定都市（石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、岡山市）に設置される予定であり、夜間中学を設置する都道府県・指定都市の数は年々増加しているところです。

他方、令和4年6月1日付け事務連絡「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」でお知らせしたとおり、令和2年国勢調査の結果により、未就学者のほか、最終卒業学校が小学校の者が全国的に存在することが明らかになったところであり、各教育委員会においては、令和2年国勢調査の結果も踏まえながら、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図っていくことが求められているところです。

このような中、本年6月16日に閣議決定された教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）においては、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」と明記されるとともに、「夜間中学の設置数の増加」が指標として設定されました。

文部科学省ではこれまでも、各教育委員会において夜間中学の設置・充実に向けた取組を進められるよう、

- ・基礎定数の算定・措置に加え、児童生徒支援加配等の加配定数の活用
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
- ・ニーズ調査や広報活動の実施に係る支援などの新設準備・運営支援

など様々な支援策を講じてきたところでありますが、今般の令和6年度概算要求においては、特に、夜間中学の設置促進・充実事業（別添1）について、近年の夜間中学の設置・充実に向けたニーズの高まりを踏まえた増額要求を行っているところです。

また、全ての都道府県や指定都市の教育委員会等の関係者向けに、夜間中学に関する説明会を開催（別添2）するなど、様々な機会をとらえて設置を促す取組を進めるほか、夜間中学の広報の強化に向けて、

- ・広報動画の作成
- ・関係省庁等、業界団体と連携した各所への広報ポスターの活用の依頼

等を行っているところです。

つきましては、各教育委員会におかれましては、これらの内容を十分御了知いただくと

ともに、未設置自治体におかれてはニーズ調査の実施など夜間中学設置の速やかな検討に着手していただきますよう、また、設置自治体におかれては夜間中学での学びを希望される方が一人でも多く夜間中学に通うことができるように夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図っていただくよう改めてお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、本事務連絡の内容について、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

（添付資料）

別添1 夜間中学の設置促進・充実

別添2 夜間中学設置促進説明会行政説明資料

参考 「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（令和4年6月1日付け事務連絡）

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育制度改革室義務教育改革係 白井、山田

電話：03-6734-2007（直通）

e-mail：syokyo@mext.go.jp

# 夜間中学の設置促進・充実

令和6年度要求・要望額  
(前年度予算額)

1.0(億円)  
0.8(億円)



文部科学省

## 背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和3年度は約25万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。  
⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校が新設され、令和5年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校が設置されている。そのうち2校は、不登校特例校（※1）を併設。

## 目的・目標

教育機会確保法等（※2）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※2）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 76百万円

### ◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、二入調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

### ◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

## 補助割合

新設準備2年間：1/3 ※上限400万円  
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

## 補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

## 【関連施策】

- ▶ 不登校特例校（※1）の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員の加配措置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

（※1）「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

## 夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 19百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

## 委託先

- ・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
- ・法人格を有する団体

## 委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

別添 1

(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

令和5年7月27日

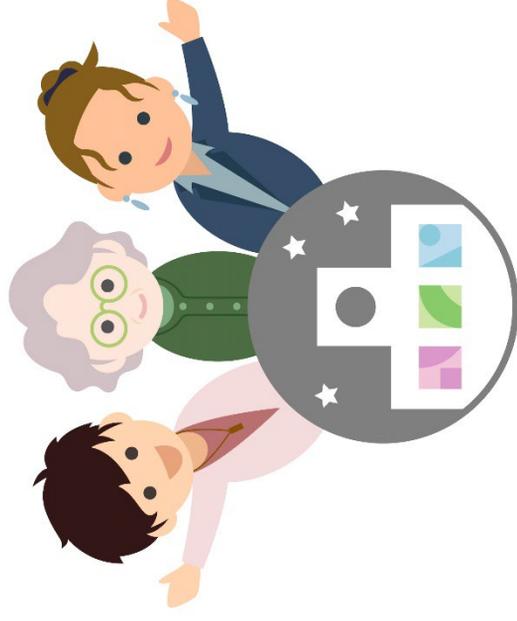
+

●

○

## 夜間中学設置促進説明会

夜間中学の必要性と  
文部科学省の取組について



夜間中学

初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

別添2

# 目次

---

1. 夜間中学という学びの場の意義・・・・・・・・・・ P 2
  2. 夜間中学の設置検討の状況・・・・・・・・・・ P 5 + ●
  3. 夜間中学の必要性・・・・・・・・・・ P 8
  4. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組・・ P21
  5. 夜間中学設置促進に向けた具体的な支援・・・・・・・・ P27
  6. 夜間中学設置促進に際しての様々な工夫・・・・・・・・ P38
  7. 夜間中学設置促進に向けた広報・・・・・・・・・・ P48
- 参考資料・・・・・・・・・・ P51



# 1. 夜間中学という学びの場の意義

# 夜間中学とは

- 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。
  - ※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等  
(就学の機会の提供等) 第14条  
(協議会) 第15条
- 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校である。
  - 公立の場合、授業料は無償である
  - 週5日間の授業がある
  - 教員免許を持っている先生が教える
  - 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる
- 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。
  - ※第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁（令和3年1月25日）  
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置されることを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい



★夜間中学とは？

★夜間中学に通う人たち

★夜間中学生のココが楽しい！ 他

夜間中学で学ぶ人の声  
「夜間中学で学んでよかった」  
「勉強する場があって嬉しい」



★夜間中学に通うきっかけ

★夜間中学での生活

★未来の夜間中学生へ 他

夜間中学で教える人の声  
「学びたいという気持ちに応えたい」



## 2. 夜間中学の設置検討の状況

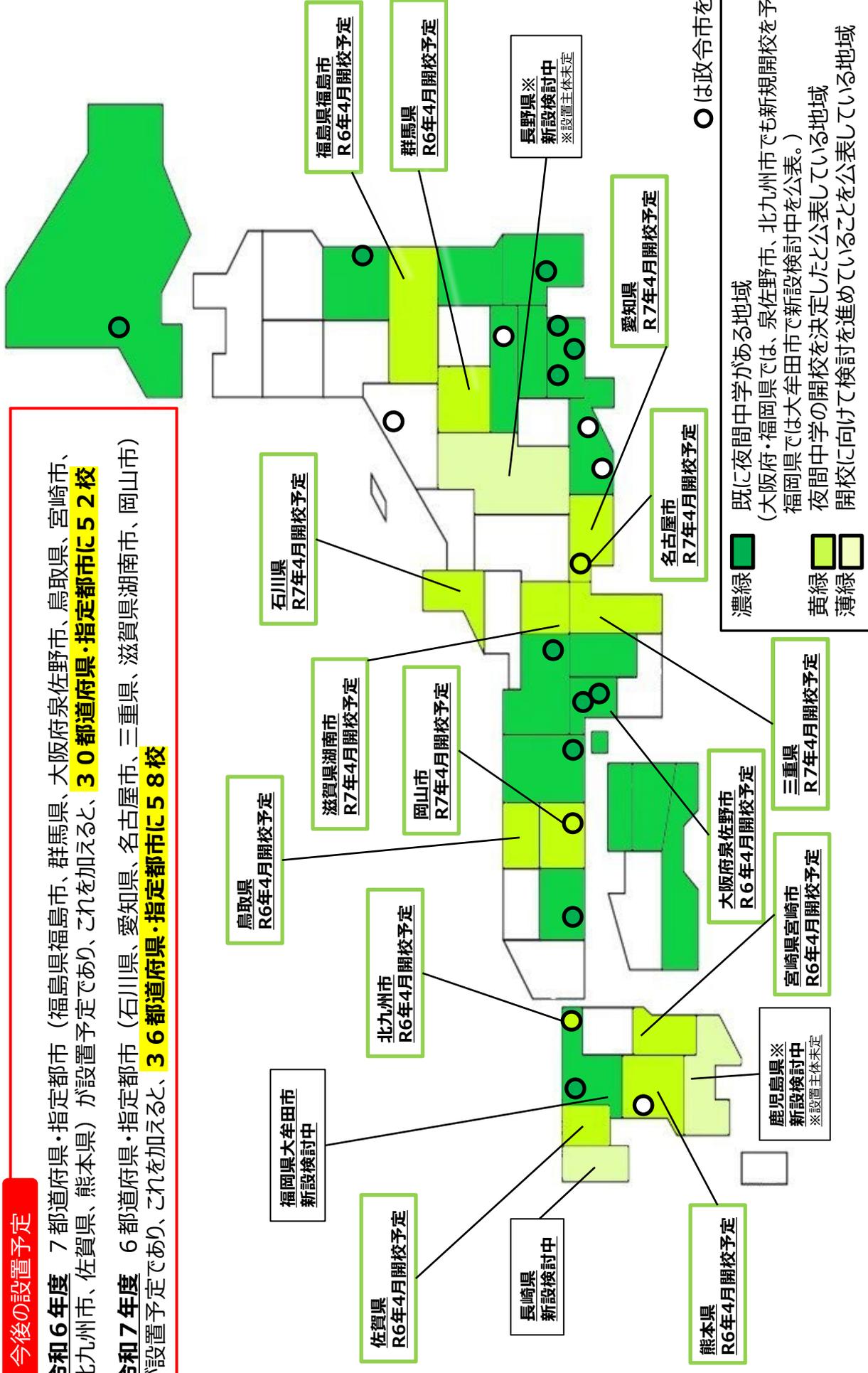
# 夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(令和5年4月時点) **23都道府県・指定都市に44校**

## 今後の設置予定

**令和6年度** 7都道府県・指定都市(福島県福島市、群馬県、大阪府泉佐野市、鳥取県、宮崎市、北九州市、佐賀県、熊本県)が設置予定であり、これを加えると、**30都道府県・指定都市に52校**

**令和7年度** 6都道府県・指定都市(石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、岡山市)が設置予定であり、これを加えると、**36都道府県・指定都市に58校**



# 夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校【令和5年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校【令和5年4月開校】
	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	大田区	糀谷(こうじや)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	足立区	第四(だいよん)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校
神奈川県	八王子市	第五(だいご)中学校
	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
静岡県	相模原市	大野南(おのおのみなみ)中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校【令和5年4月開校】
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
	堺市	東生野(ひがしいくの)中学校
	岸和田市	殿馬場(とのば)中学校
	豊中市	岸城(きしき)中学校
	守口市	第四(だいよん)中学校
	八尾市	さつき学園
	東大阪市	八尾(やお)中学校 布施(ふせ)中学校 意岐部(おきべ)中学校
兵庫県	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校 兵庫(ひょうご)中学校北分校
	姫路市	あかつき中学校【令和5年4月開校】
	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
奈良県	奈良市	春日(かすが)中学校
	天理市	北(きた)中学校
	橿原市	畝傍(うねび)中学校
広島県	広島市	観音(かんのん)中学校 二葉(ふたば)中学校
	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
福岡県	福岡市	福岡(ふくおか)きぼう中学校

色付き: 教育機会確保法成立以降に設置された夜間中学



### 3. 夜間中学の必要性

# 令和4年度夜間中等等に関する実態調査 (令和5年1月23日公表) 【概要】

## ■ 調査概要

全都道府県・指定都市教育委員会、夜間中学設置県・市区教育委員会、夜間中学に対し、調査を実施。(令和4年5月1日時点。前回調査は令和2年1月1日時点)

## ■ 主な調査結果 (令和4年5月1日時点)

- ・ 夜間中学の数は、前回調査時の33校から7校増え、40校。うち県立として新たに2校が設置(徳島、高知)。  
※令和5年4月1日時点では44校、うち県立は3校(徳島、高知、静岡)。
- ・ 生徒の数は、前回調査時の1729人から1558人に減少(△171人)。

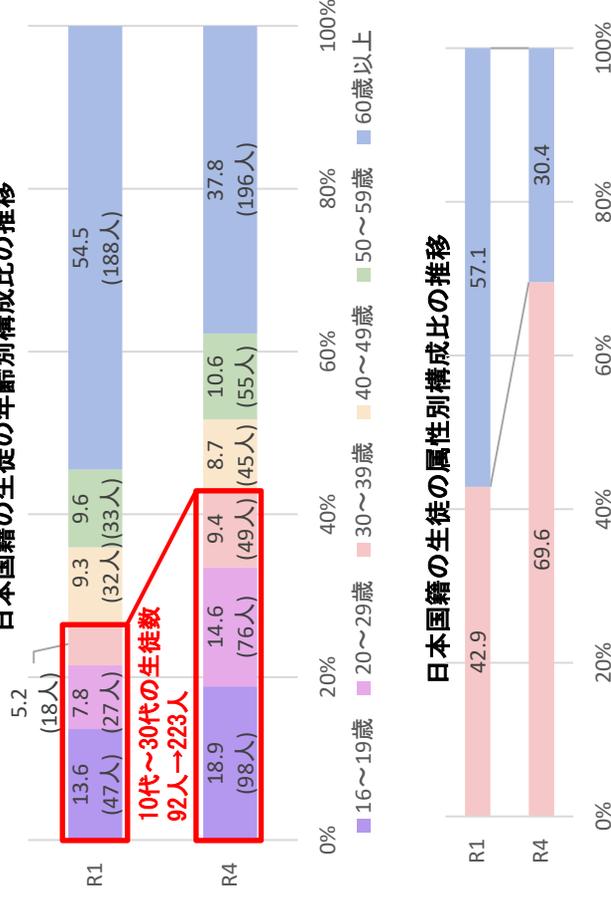
➤ 外国籍の者が1384人から1039人に大きく減少(△345人)しており、特に16歳～39歳の若年層の減少が顕著(274人)。なお、在留外国人統計においても若年層ほど減少の傾向がある。

➤ 一方で、日本国籍を有する者は345人から519人に増加。特に、10代～30代までの若年層では2倍以上に生徒数が増加しており、属性別では入学希望既卒者の割合が43%から70%に高まっていることから、不登校等の様々な事情から実質的に十分な教育を受けられなかった者(形式卒業者)が増加していると考えられ、こうした者のニーズが高まっている傾向がある。

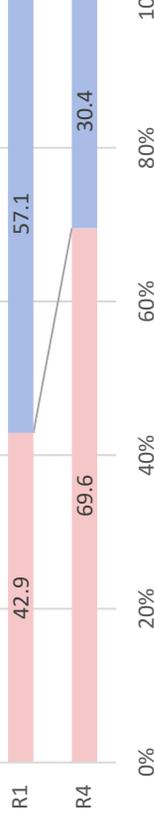
生徒数の推移



日本国籍の生徒の年齢別構成比の推移



日本国籍の生徒の属性別構成比の推移



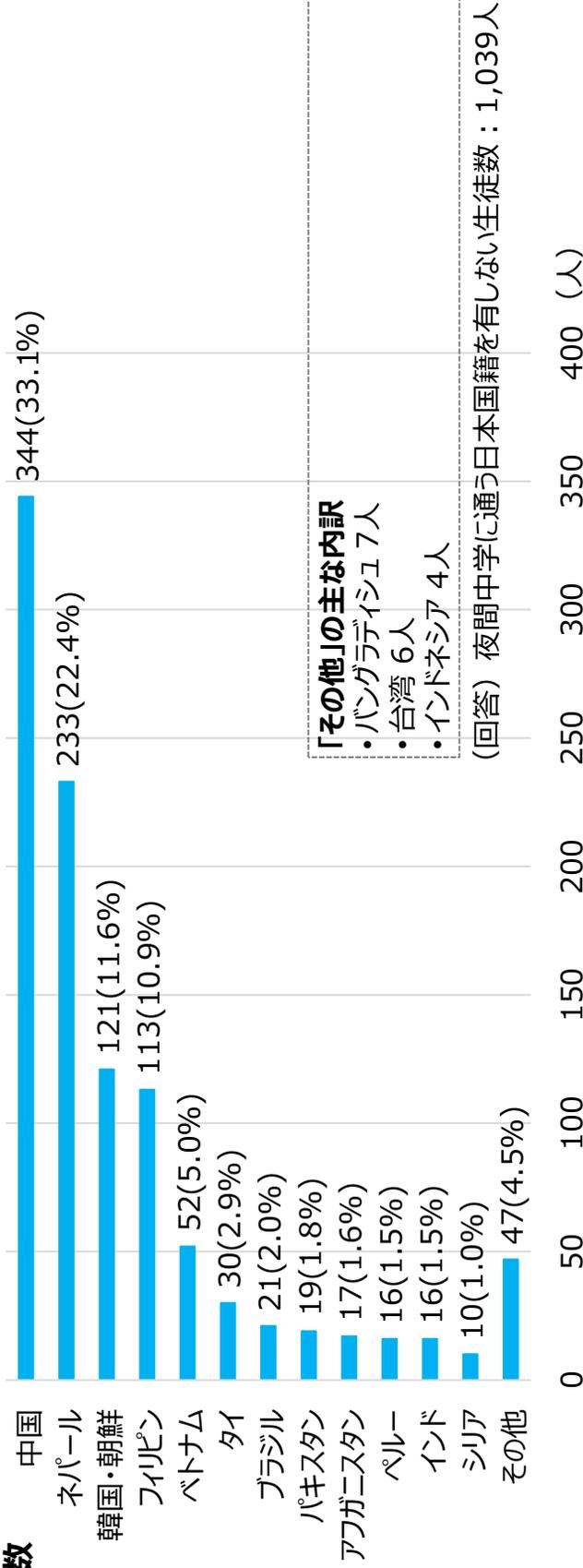
# 令和4年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## 年齢別の生徒数

( ) 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

	学齢期	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	0	194	125	71	62	49	24	48	573
	(0.0)	(12.5)	(8.0)	(4.6)	(4.0)	(3.1)	(1.5)	(3.1)	(36.8)
女	0	123	145	128	168	137	107	177	985
	(0.0)	(7.9)	(9.3)	(8.2)	(10.8)	(8.8)	(6.9)	(11.4)	(63.2)
合計	0	317	270	199	230	186	131	225	1558
	(0.0)	(20.3)	(17.3)	(12.8)	(14.8)	(11.9)	(8.4)	(14.4)	(100.0)

## 国籍別の生徒数



# 令和4年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

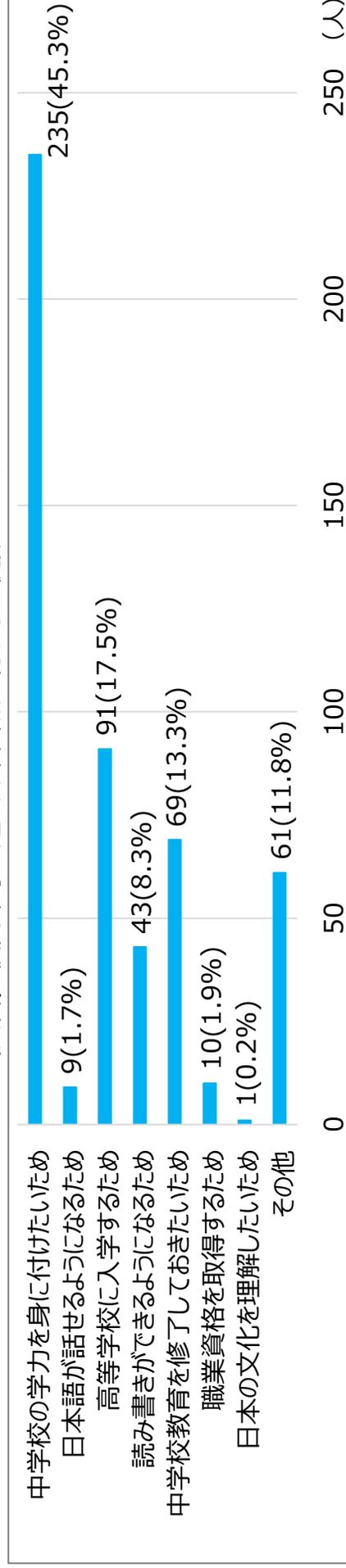
## 夜間中学への入学理由

( ) 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

中学校程度の学力の習得	日本語会話能力の習得	高等学校入学	読み書きの習得	中学校教育の修了	職業資格の取得	日本の文化理解	その他 ※入学理由不明含む	合計
359 (23.0)	299 (19.2)	272 (17.5)	231 (14.8)	152 (9.8)	19 (1.2)	16 (1.0)	210 (13.5)	1,558 (100.0)

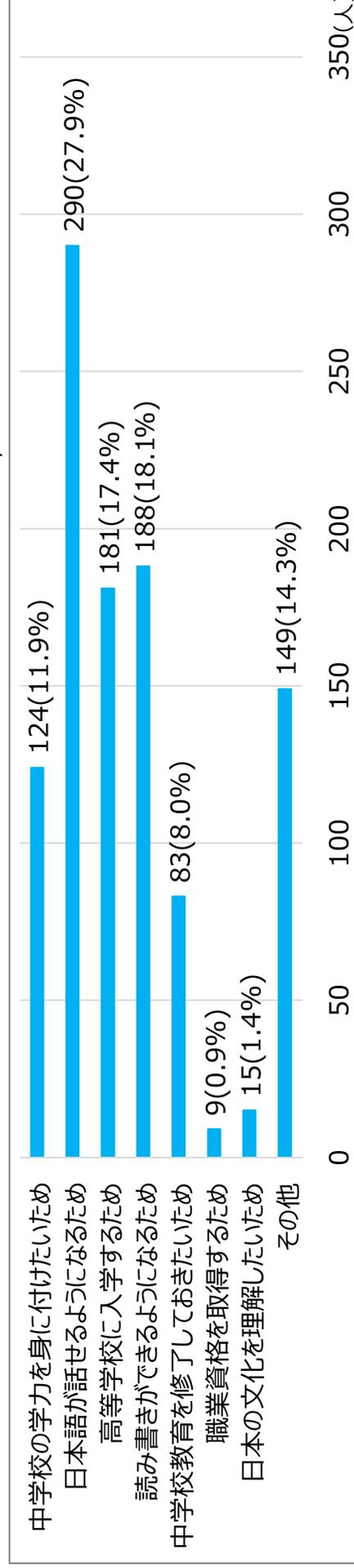
### ① 日本国籍を有する者（上表の内数）

(回答) 夜間中学に通う日本国籍を有する生徒数:519人



### ② 日本国籍を有しない者（上表の内数）

(回答) 夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数:1,039人



# 令和4年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## 夜間中学卒業後の状況（令和3年度卒業生）

（回答） 令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数：264人

	日本国籍を有する者	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	32 (12.1)	97 (36.7)	129 (48.9)
専修学校進学	0 0.0	0 0.0	0 0.0
就職	3 (1.1)	19 (7.2)	22 (8.3)
その他 ※不明含む	47 (17.8)	66 (25.0)	113 (42.8)
合計	82 (31.1)	182 (68.9)	264 (100.0)

「その他」の主な内容

・家事手伝い

（ ）内は令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

# 令和2年国勢調査の結果(令和4年5月27日公表)概要について

## 1. 調査内容

- 国勢調査(就業状態等基本集計)の調査項目には、「在学、卒業等教育の状況」(10年に1度実施)があり、令和2年は、夜間中学の設置ニーズ等を把握するため、「在学中」又は「卒業」の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に分割して実施。

平成22年調査表

8 教育	在学中	卒業	未就学
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在学校に在学しているかどうかについて記入し、矢印に従って記入してください</li> <li>在学中の人はその学校について、卒業した人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</li> <li>専修学校、各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください</li> </ul>	小学 中学 高校 旧中 短大 大学 大学院	高校 旧中 短大 大学 大学院	幼稚園 保育園 乳児 その他

(従前)

- ◆ 「未就学」は在学したことのない者又は小学校中退者
- ◆ 小学校のみ卒業者と、中学校まで卒業又は中学校中退者の人数が混在

令和2年調査表

10 教育	在学中	卒業	未就学
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在学校に在学しているかどうかについて記入し、矢印に従って記入してください</li> <li>在学中の人はその学校について、卒業した人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</li> <li>専修学校(専門学校など)、各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください</li> </ul>	小学 中学 高校・旧中 短大・高等 大学 大学院	小学 中学 高校・旧中 短大・高等 大学 大学院	幼稚園 保育園 認定こども園 乳児・その他

(今回)

- ◆ 左と同じ
- ◆ 小学校のみ卒業者又は中学校中退者の人数の正確な把握が可能

## 2. 調査結果

- 令和2年10月時点において、未就学者は約9万人、最終卒業学校が小学校の者は約80万人。
- 夜間中学の設置ニーズが、統計上より顕在化。

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年
未就学者 (※1)(人)	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187	94,455
最終卒業学校が小学校の者 (※2)(人)	—	—	—	—	—	—	804,293

※1「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている94,455人(日本国籍85,414人、外国籍9,024人)をいう。

平成22年国勢調査までは、小学校は卒業したか中学校に入学しなかった人や、中学校を中途退学した人の数は含まれていない。

※2「最終卒業学校が小学校の者」の定義：小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人とされている804,293人(日本国籍784,536人、外国籍19,731人)をいう。(出典：国勢調査)

令和4年6月1日付けで、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を发出。

# 令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果(令和4年5月27日公表)詳細について

## 1. 令和2年国勢調査における未就学者(※1)及び最終卒業学校が小学校の者(※2)の数 (年齢別・日本人/外国人の別)

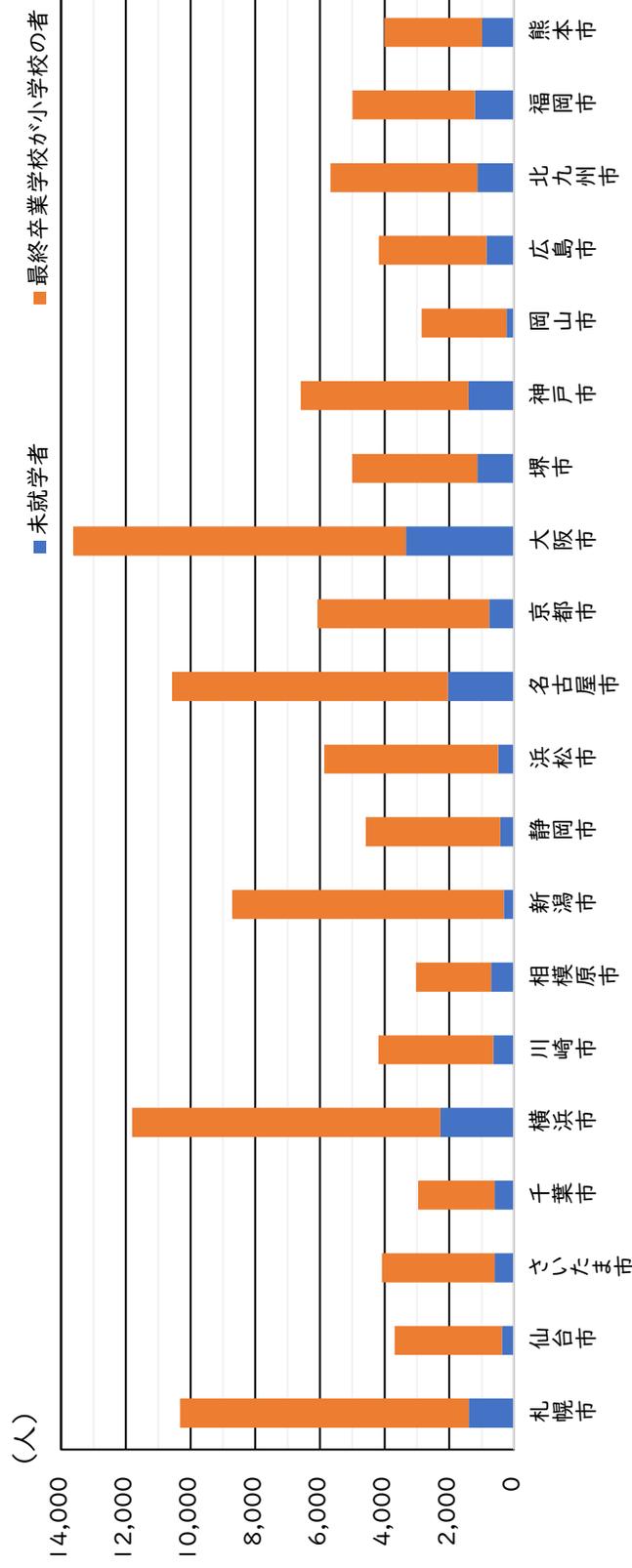
総数	未就学者			最終卒業学校が小学校の者		
	総数(人)			総数(人)		
	日本人(人)	外国人(人)	総数に占める外国人の割合(%)	日本人(人)	外国人(人)	総数に占める外国人の割合(%)
94,455	85,414	9,024	9.6	784,536	19,731	2.5
15~19歳	1,760	197	11.2	144	157	52.0
20~24歳	2,632	926	35.2	484	600	55.4
25~29歳	2,721	1,056	38.8	643	781	54.8
30~34歳	3,402	1,053	31.0	803	1,172	59.3
35~39歳	3,794	908	23.9	988	1,255	55.9
40~44歳	4,357	841	19.3	1,148	1,558	57.6
45~49歳	5,102	863	16.9	1,454	2,002	57.9
50~54歳	4,753	797	16.8	1,393	2,022	59.2
55~59歳	5,246	586	11.2	1,659	1,587	48.9
60~64歳	5,912	420	7.1	2,923	1,385	32.1
65~69歳	7,456	274	3.7	5,013	1,320	20.8
70~74歳	8,404	197	2.3	8,220	996	10.8
75~79歳	8,212	169	2.1	19,229	928	4.6
80~84歳	9,832	237	2.4	59,975	1,446	2.4
85~89歳	10,028	195	1.9	278,202	1,584	0.6
90~94歳	7,221	194	2.7	275,795	702	0.3
95歳以上	3,623	111	3.1	126,463	236	0.2

※1:「未就学者」の定義:小学校にも中学校にも在学したくない人又は小学校を中途退学した人

※2:「最終卒業学校が小学校の者」の定義:小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人



### 3. 国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数(指定都市別)



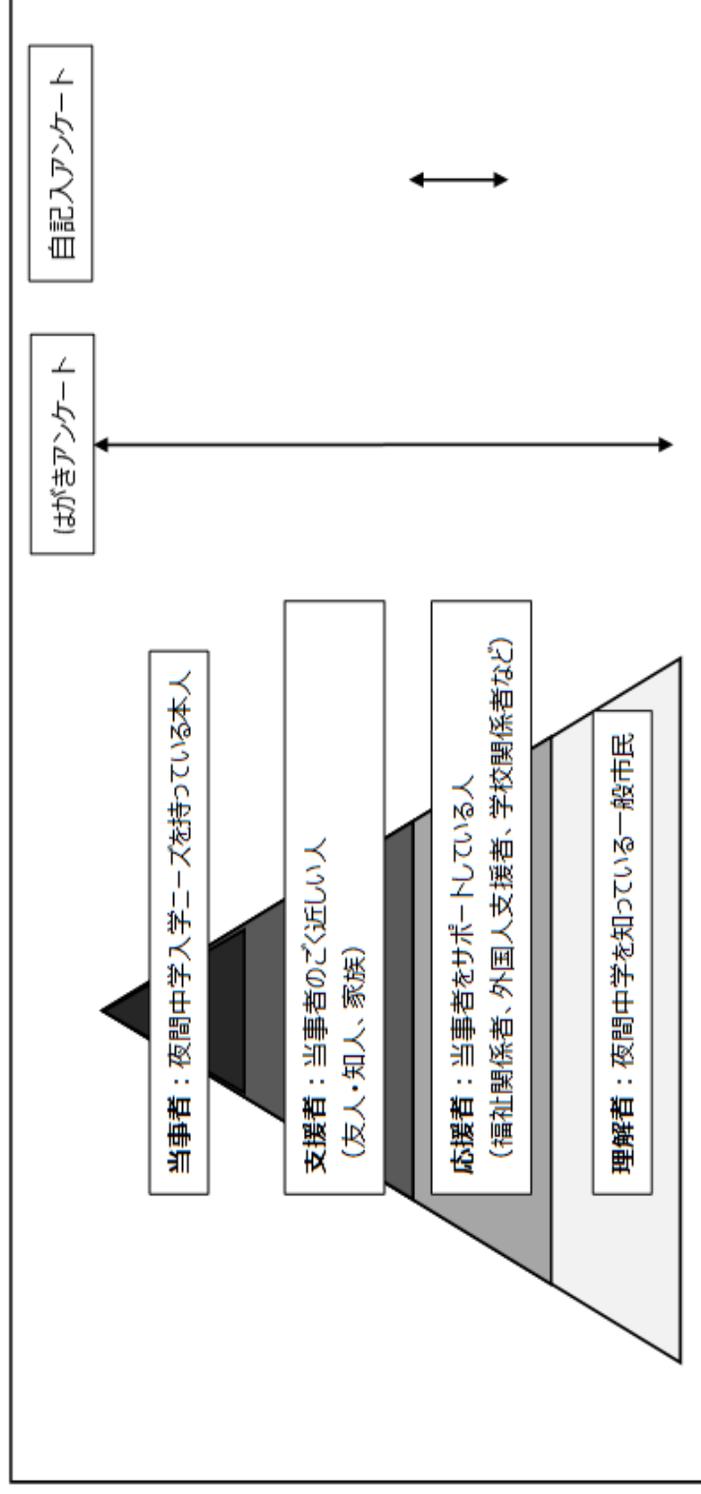
	札幌市	仙台市	京都市	相模原市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	横濱市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	熊本市	
未就学者数(人)	1398	372	763	3316	594	592	2276	638	712	311	423	483								
人口に占める未就学者の割合(%)	0.08	0.04	0.04	0.07	0.05	0.07	0.07	0.05	0.11	0.05	0.07	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.07	0.07	0.07	0.07
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8925	3316	3316	3491	2371	2371	9631	3553	2317	8405	4162	5383								
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	1.2	0.7	0.8								
未就学者数(人)	2045	763	3348	1130	1410	856	1131	1210	982											
人口に占める未就学者の割合(%)	0.10	0.06	0.14	0.16	0.08	0.08	0.14	0.09	0.16											
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8523	5314	10285	3876	5187	2622	3326	4547	3027											
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.6	0.3	0.5								

# 夜間中学のニーズの把握について

- 令和4年5月27日に、総務省統計局より令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人いるということが明らかになった。夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えられるところ、今後、各自治体においてには多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが期待される。
- 潜在的入学希望者が複数の地域にいたることが想定され、ある自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は、複数の自治体で共同して調査することが望ましい。この際も、教育機会確保法第15条に基づき協議会を活用して、関係者が実施に向けて検討することが考えられる。
- 文部科学省においては、これまで複数の地方公共団体等を対象に、夜間中学の設置に係るニーズ把握方法等についての調査研究を行ってきた。また、これらの成果を踏まえて民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託したところ。当該調査結果は以下のURLにおいて公表。  
※夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716_2.pdf)
- これらの調査結果から、各自治体において夜間中学の設置等を検討するに当たって行うニーズの把握としては、次の方法が有効と考えられる。

# アンケート・ヒアリングなどによる具体的なニーズの把握

- 具体的なニーズを保有または把握しているとは想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要。
- 例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられる。

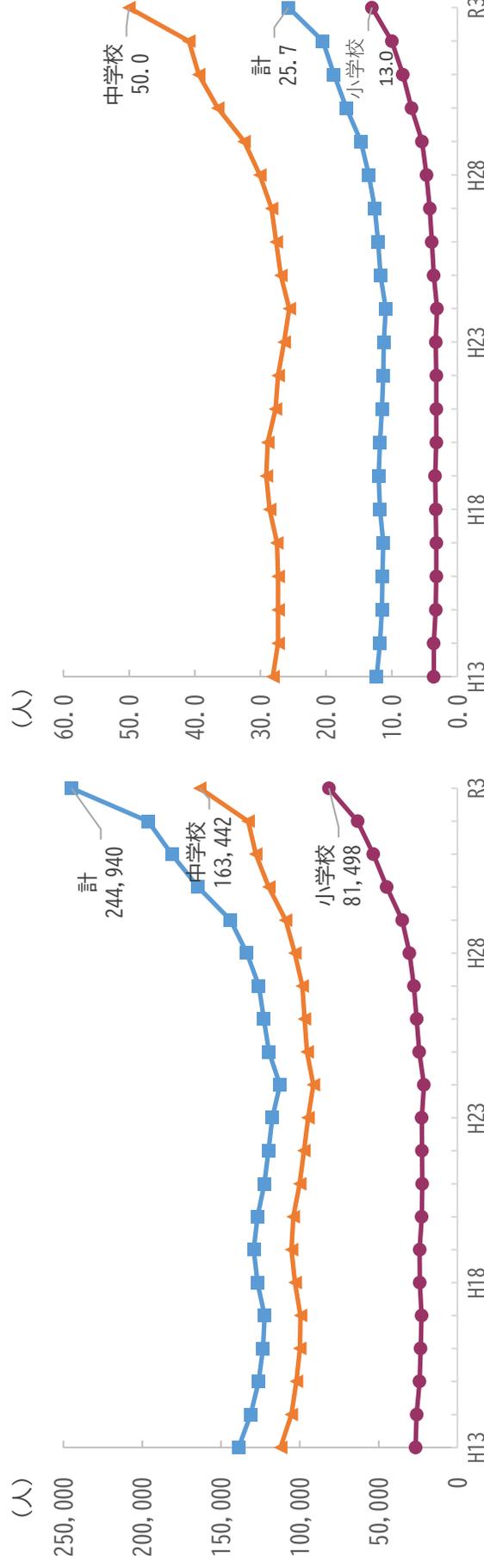


# 不登校児童生徒の推移(国公立小・中学校)

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

## 不登校児童生徒数の推移

■ 不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



## 不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

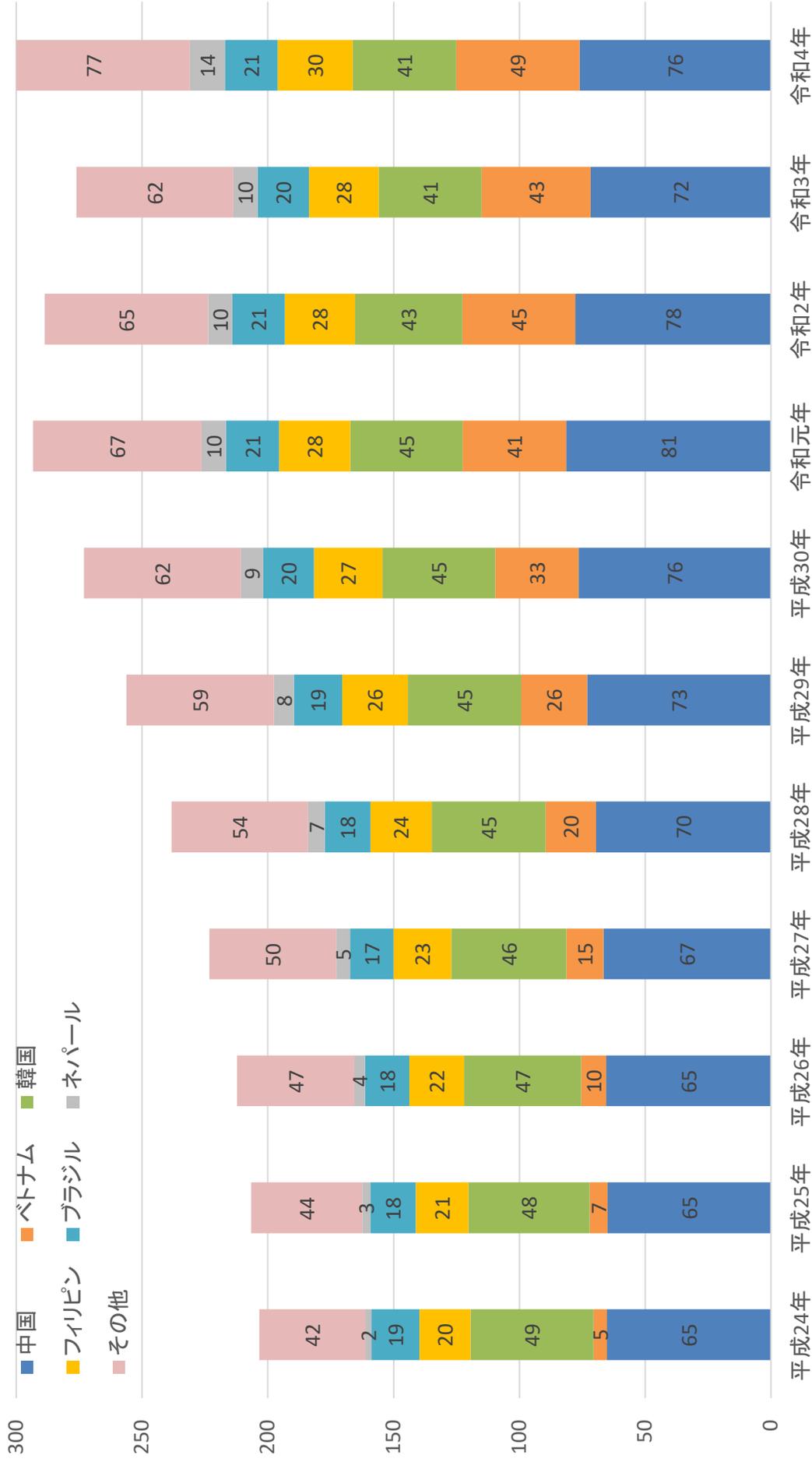
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.2	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和3年度)

# 在留外国人人数の推移

単位：万人



出典：出入国在留管理庁「令和4年末現在における在留外国人人数について」



## 4. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかつたものうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2項（以下略）

# 夜間中学の設置促進等に係る政府方針等

## 菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

## 教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

### ○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基つき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

### 【指標】

・夜間中学の設置数の増加(5年後目標値:全都道府県・指定都市への設置)

## 経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)

不登校特例校や学校内外の教育支援センター、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、SC・SSW等の配置促進、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早期対応等を図る。

# 夜間中学における教育課程特例

## ＜趣旨＞

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するために、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

## ＜概要＞

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
  - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
  - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
  - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

## ＜留意事項＞

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れられる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

## 不登校生徒の受入れ

### 【入学希望既卒者】

- 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）については、一定の要件の下、受入れを可能とすることが適当

（平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」参照）

- 不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、夜間中学での受入れを可能とするところが適当であることから、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること

（令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」参照）

### 【学齢生徒】

- 現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に、夜間中学で支援を行うことが可能。在籍校で指導要録上の出席扱いとできる場合がある。

（令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」参照）

## 小学校未修了者の受入れ

- 小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当

（平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」）

## 夜間中学における受入れ

夜間中学校における高等学校卒業者の受け入れについては、通知にて周知。

- 高等学校卒業者についても、高等学校卒業という形式面だけで入学の可否を判断するのではなく、中学校生活の大部分を欠席していたことにより、義務教育段階の学習に対する理解が不十分なままであるなどの個別の事情等を踏まえて、柔軟に判断

(令和5年3月30日付「夜間中学広報動画の活用等について(依頼)(事務連絡)」)

## 高等学校における受入れ

法令上、一度高等学校や特別支援学校高等部を卒業した者の再入学を禁止する規定はなく、一度高等学校等を卒業したことをもって、高等学校入学資格が無くなるものではない。

例えば、高等学校等に一度進学したものの、不登校等の様々な事情によって、実質的に十分な教育を受けられないうままに高等学校等を卒業した者等、改めて高等学校で学び直す必要性を有し、そのことを希望する者については、一律に高等学校への再入学を妨げるのではなく、公平性や募集定員等の観点も踏まえつつ、柔軟に判断することが望ましい。



## 5. 夜間中学設置促進に向けた具体的な支援

# 夜間中学の教育活動充実に向けた総合的支援方策



文部科学省

趣旨 夜間中学における多様な生徒に対応した教育活動を行うため、夜間中学の指導・事務体制を充実するための総合的な支援方策を示すもの

## 設置促進

### 支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学のさらなる設置促進のため、新設準備や、開設後の円滑な運営に係る取組を支援する。(1/3補助)  
夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証する。

### 支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

夜間中学を重点配置の対象とする。(1/3補助)

## 指導体制の充実

### 支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。(1/3補助)

### 支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置

有識者会議⇒学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。

夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制を強化するための教員の加配数を優先的に措置する。

### 支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。(1/2補助(最大2/3補助))

### 支援メニュー6 外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。(1/3補助)

## ICT

### 支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTの導入を支援する。(1/3補助)

# 夜間中学の設置促進・充実

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

0.8億円  
0.8億円



文部科学省

## 背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和3年度は約25万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校が新設され、令和5年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校が設置されている。そのうち2校は、不登校特例校を併設。

## 目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「第3期教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 62百万円

### ◆新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

### ◆広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助  
割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円  
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助  
対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

### 【関連施策】

- ▶不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶公立学校施設の整備
- ▶学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

## 夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託  
対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

- ▶日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶外国人の子供の就学促進事業
- ▶多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

## による教育相談体制の充実

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

82億円  
77億円

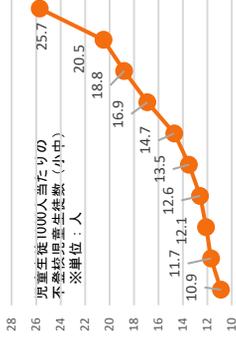


文部科学省

◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。

◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。



H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3

### スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等

補助制度



✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者

⇒児童の心理に関する支援(学教施行規則)

✓ 公認心理師、臨床心理士等

求められる能力・資格

✓ 全公立小中学校に対する配置(27,500校)

✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基盤となる配置

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算

⇒重点配置の活用により、週1回8時間(終日)以上の配置も可能

➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：2,900校(←2,000校)

※不登校特別校や夜間中学への配置を含む

➢ 教育支援センターの機能強化

：250箇所

➢ 虐待対策のための重点配置

：2,000校(←1,500校)

➢ 貧困対策のための重点配置

：2,300校(←1,900校)

➢ スーパーバイザーの配置

：90人

上記のほか、自殺予防教育実施の支援を含む

オンライン活用拠点

➢ オンラインカウンセリング活用のための配置：67箇所(新規)

### スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等

補助制度



✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者

⇒児童の福祉に関する支援(学教施行規則)

✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

✓ 全中学校区に対する配置(10,000中学校区)

✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算

⇒重点配置の活用により、週2回や週3回の配置も可能

➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：3,000校(←2,000校)

※不登校特別校・夜間中学への配置を含む

➢ 教育支援センターの機能強化

：250箇所

➢ 虐待対策のための重点配置

：2,500校(←2,000校)

➢ 貧困対策のための重点配置

：3,500校(←2,900校)

※ヤングケアラー支援のための配置を含む

➢ スーパーバイザーの配置

：90人

➢ オンラインを活用した支援のための配置：67箇所(新規)

# 外国人児童生徒等への教育の充実

令和5年度予算額 1,196百万円  
 (前年度予算額 1,132百万円)



文部科学省

**施策の目標**  
 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

## 入国・就学前

- ・ 約1万人が不就学の可能性

## 義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・ うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

## 高等学校段階

- ・ 年間で6.7%が中退
- ・ 大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

### 現状・課題

① 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）100百万円（107百万円）

- ・ 支援メニュー → 補助率3分の1
- ・ 就学状況等の把握、就学ガイダンス
- ・ 日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

② 指導体制の確保・充実

③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）1,039百万円（951百万円）

- ・ 支援メニュー → 補助率3分の1
- ・ 拠点校方式による指導体制構築
- ・ 日本語指導者、母語支援員派遣
- ・ オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
- ・ 高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

④ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

### 体制整備

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円（21百万円）

- ・ 「かすたねつ」とによる多言語文書、日本語指導教材等の提供
- ・ アドバイザーの派遣
- ・ 外国人の子供の就学状況等調査
- ・ 高等学校「特別の教育課程」制度周知、資料作成 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円（0.7百万円）

### 指導内容構築

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究（新規） 36百万円

- ・ 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成する
- ・ 散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することにより適切な指導が実施される
- 散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される



### インパクト

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができる

## 制度の基本的役割

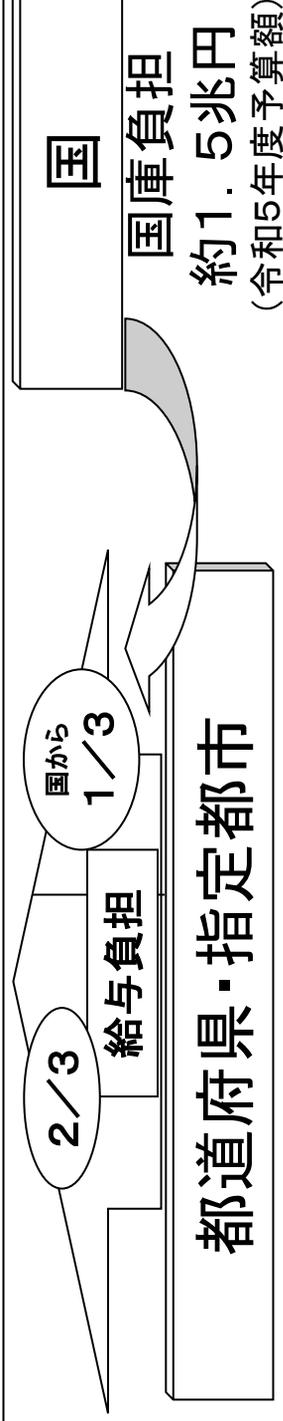
○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

## 制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

## 公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)

(約69.1万人:小学校40.9万人、中学校23.2万人、特別支援学校5.0万人)



## 国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

# 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

1兆5,216億円  
1兆5,015億円



文部科学省

## ～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,808人の改善。

- ・教職員定数の改善 + 104億円 (+4,808人) ・教職員定数の自然減等 ▲132億円 (▲6,132人)
- ・教職員配置の見直し ▲8億円 (▲350人) ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
- ・人事院勧告による給与改定等 +255億円

### 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

#### ○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）

35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、

中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…（略）。



#### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 + 664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲ 58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

### 小学校高学年における教科担任制の推進等 1,100人

#### ○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるITの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちこみ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。（改善見込総数は3,800人程度）

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

#### ○学校における働き方改革や

##### 複雑化・困難化する教育課題への対応 +250人（一部再掲）

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 + 160人
- ✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 + 50人  
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員)
- ✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 + 20人
- ✓貧困等に起因する学力課題の解消 + 20人

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

600百万円  
500百万円)



## 背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によると、コーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度に「生活Can do」を公開。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。

※日本語教育水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布（令和5年6月）。

## 事業内容

### 1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件

#### (1) 広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

#### (2) 地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
  - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
  - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

#### (3) 都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

### 2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

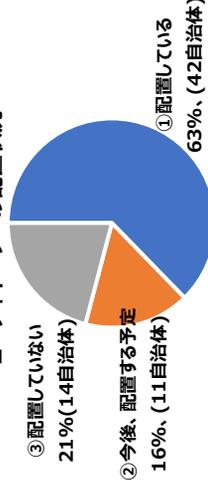
#### アウトプット（活動目標）

- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

#### アウトカム（成果目標）

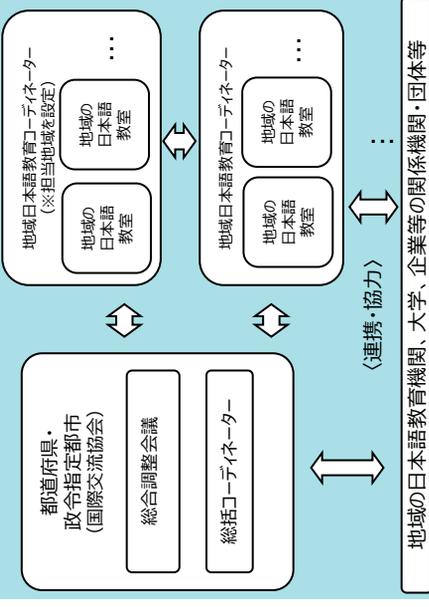
国内に居住する外国人の日常生活に必要なとされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。  
 （日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

### 都道府県・政令指定都市における コーディネーターの配置状況



「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料  
 （文化庁：令和4年1月）

## 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり



## インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

# 地域日本語教室と連携した日本語指導

## 文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」 (都道府県・政令指定都市向け補助金)

都道府県・政令指定都市を対象とする文化庁の補助事業を通じて、地域の日本語教育人材を活用した**初期レベルの日本語教育に関する支援を受けることができます。**

### 【補助対象となる経費】

- 日本語教師の派遣旅費・謝金や日本語教育の実施に必要な経費 等

## (初期) 日本語教室

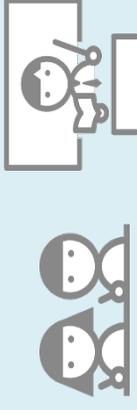
生活に必要な**初期レベルの日本語指導が必要な夜間中学入学希望者**も参加



修了

## 夜間中学

在籍生徒



before

日本語指導が  
必要な者

夜間中学

after

日本語指導が  
必要な者

(地域の) 日本  
語教室

夜間中学

- ・学校生活に順応するのに時間がかかる。
- ・先生の日本語指導の負担が大きい。

- ・学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- ・先生の日本語指導の負担を軽減できる。

## 夜間中学にとってのメリット

- 入学希望者が入学前に初期レベルの日本語指導を受けることによって、入学後の学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- 教員の日本語指導にかかる負担を軽減できる。
- 潜在的な入学希望者の掘り起こしにつながる。

# 公立学校施設整備事業の概要

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

## 夜間中学も対象

### 【主な国庫負担・補助事業】

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新築	1 / 2	校舎、体育館等の新増築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1 / 3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1 / 2（嵩上げ）	Is値（※）が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1 / 2	防災のための集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転、学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業（令和6年度まで）等
地震補強	1 / 2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（Is値0.3～0.7未満）
	2 / 3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）
大規模改造	1 / 3	既存の学校建物の大規模改修（内部環境改善、トイレ改修、空調設置、空気設置、バリアフリー化、防犯対策等） （以下に掲げる事業の算定割合は1 / 2 ・バリアフリー化 ・体育館空調の新設、不審者侵入防止対策（防犯対策）（令和7年度まで） ・特別支援学校の教室不足解消に向けた事業（令和6年度まで）
長寿命化改良	1 / 3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修（学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業（令和6年度まで）は算定割合1 / 2）
統合改修	1 / 2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
防災機能強化	1 / 3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等）
学校給食施設	1 / 2（新増築） 1 / 3（改築）	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
武道場	1 / 3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
太陽光発電等設置	1 / 2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備）
その他	1 / 3	屋外環境（グラウンド等）、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修（令和6年度までの間、算定割合1 / 2）

義務教育諸学校の新増築：公立学校施設整備費負担金  
その他すべて：学校施設環境改善交付金

※ Is値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。  
Is値0.3未満 大規模な地震（震度6強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。  
Is値0.3～0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。  
Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

# 夜間中学の施設整備に係る国庫補助

不登校児童生徒や在留外国人の増加により、義務教育の機会を実質的に保障するため、夜間中学のニーズが増加。

○文部科学省においては、「教育機会確保法」、「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」などに基づき、**全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学の設置を**目指し、取組を進めている。

○夜間中学の施設整備に係る国庫補助については、下記のとおりであり、いずれの場合においても設置者が都道府県であっても補助対象となる。

## 建物の新築又は増築を行う場合

夜間中学の学級数（既存の中学校に併設する場合には、当該既存校の学級数とは別に算定可能）に**応ずる必要面積を上限として、国庫補助（公立学校施設整備費負担金）の対象となる。**

## 教育センターや高校の施設（※）等の一部を改修する場合

（※）負担金、交付金の対象外の施設

①各地方公共団体の学校設置条例により、夜間中学の**設置日を国庫補助金の交付決定日より前に定めた**上で、②夜間中学として使用される予定の部分が、当該夜間中学が**保有する面積としてあらかじめ整理**されていれば、国庫補助（学校施設環境改善交付金）の対象となる。

徳島県立しらさぎ中学校の例（高校の施設の一部を改修した事例）

令和2年3月：県の学校設置条例を改正

令和2年6月1日：学校設置日

令和2年6月1日：学校施設環境改善交付金（大規模改造（老朽、障害児等対策）事業）の交付決定

令和3年4月：開校



## 6. 夜間中学設置促進に際しての様々な工夫

# 徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）

## 【単独校】

開校日 令和3年4月1日

生徒数 42名

(令和5年5月時点)

年齢層	16～19歳：13人 40代：5人	20代：5人 50代：3人	30代：4人 60歳以上：12人
男女比	男性 18人 (42.9%)	女性 24人 (57.1%)	
居住地	徳島市 28人 (66.7%)	他市・他県 14人 (33.3%)	
国籍	日本国籍 24人 (57.1%)	外国籍 18人 (42.9%)	



### 入学要件

入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①学齢年齢をこえている人 ②小中学校を卒業していない人、または、義務教育の学び直しを希望する人
- ③原則として徳島県に住んでいるか、徳島県で働いている人（国籍は問いません）

一人でも多くの「学び」の実現に向け、広報・広報・周知活動を重視し、各団体（各地区の民生委員定例会、県労働者福祉協議会、県老人クラブ連合会、県人権教育研究協議会等）を訪問し説明

### 教育課程・指導上の工夫

- ・ 県が主体となり設置した、**全国初**となる**県立夜間中学校（単独校）**
- ・ 個々のニーズや学力に応じた指導（少人数指導・個別指導・補充学習）
- ・ 日本語指導を充実した「ベーシックコース」の創設
- ・ あわ文化・伝統を体系的に学習（美術・技術「遊山箱づくり」「藍染め」、学校行事「歩き遍路」等）

### 設置費・運営費

令和2年度建設費・新設準備費（決算額）：203,387,000円（うち学校施設環境改善交付金：32,155,000円）、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,266,000円（うち補助額：422,000円）  
令和3年度運営費（決算額）：6,848,000円、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,067,000円（うち補助額：320,000円）  
令和4年度運営費（決算額）：9,463,000円、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,261,000円（うち補助額：420,000円）

# 松戸市立第一中学校（千葉県）

# 【分校】

開校日 平成31年4月1日

生徒数 23名

(令和5年5月時点)

年齢層	16～19歳：15人 40代：2人	20代：5人 50代：1人	30代：0人 60歳以上：0人
男女比	男性 10人 (43.5%)	女性 13人 (56.5%)	
居住地	松戸市 21人 (91.3%)	他市・他県 2人 (8.7%)	
国籍	日本国籍 12人 (52.2%)	外国籍 11人 (47.8%)	



## 入学要件

入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①義務教育の年齢（満15歳）を超えた方
- ②原則として松戸市内に住民票がある方（市外（千葉県内）の方は要相談）
- ③中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により学び直しを希望する方
- ④みらい分校の生活に支障のない方

## 教育課程

これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Bコース	中学1年生程度の内容を学びます。必要に応じて小学校の内容も学びます。
	Mコース	中学2年生程度の内容を学びます。中学1年の復習をしながら、中学2年の内容を学びます。
	Cコース	中学3年生程度の内容を学びます。中学1・2年の復習をしながら、中学3年の内容を学びます。
	Sコース	授業で使う日本語に不安がある方が対象です。国語、理科、社会の代わりに日本語指導を受けます。日本語が分かるようになったらB、M、Cのいずれかのコースにうつります。

※コース名（B：ベシックス M：ミドル C：チャレンジ S：スタート）

## 設置費・運営費

平成30年度建設費・新設準備費：58,386,000円

令和5年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、委託料等））：5,284,800円

〔各年度運営費（市当初予算） 平成31（令和元）年度：2,676,000円 令和2年度：3,521,600円

令和3年度：3,624,280円 令和4年度：3,611,600円

# 常総市立水海道中学校（茨城県）

【夜間学級として設置】

開校日

令和2年4月1日

(令和5年5月時点)

生徒数

27名

年齢層	16～19歳：17人		20代：7人	30代：3人
男女比	男性	20人 (74%)	女性	7人 (26%)
居住地	常総市	10人 (37%)	他市・他県	17人 (63%)
国籍	日本国籍	5人 (19%)	外国籍	22人 (81%)



入学要件

原則として茨城県内に住民票があり（県外からの在勤者は要相談）、15歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

教育課程

これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	
Aコース	日本語の基礎を身につけることを中心としたコース（3～6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする）
Bコース	日本語の基礎が身につけており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース
Cコース	念入りな復習等、個別の対応を重点的に行うコース
Dコース	中学校の教科の内容を学習するコース
Eコース	3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース

設置費・  
運営費

令和元年度新設準備費6,418千円（うち教育支援体制整備事業費補助金2,275千円）、実質負担額4,142千円

令和2年度運営費845千円（うち教育支援体制整備事業費補助金270千円、応分負担金による他市負担304千円）、実質負担額271千円

令和3年度運営費3,484千円（うち教育支援体制整備事業費補助金1,145千円、応分負担金による他市負担513千円）、実質負担額1,825千円

令和4年度運営費2,324千円（うち教育支援体制整備事業費補助金750千円、応分負担金による他市負担1,194千円）、実質負担額381千円

# 京都市立洛友中学校

【夜間学級として設置】  
(不登校特例校併設)

開校日

平成19年4月1日 (旧郁文中学校を引継ぎ、新たに開校)

(令和5年5月時点)

生徒数

18名

年齢層	16～19歳：2人 40代：1人	20代：0人 50代：6人	30代：1人 60歳以上：8人
男女比	男性 6人 (33.3%)	女性 12人 (66.7%)	
居住地	京都市 17人 (94.4%)	他市 1人 (5.6%)	
国籍	日本国籍 8人 (44.4%)	外国籍 10人 (55.6%)	



入学要件

次のすべてにあてはまる人

- ①15歳以上の人
- ②中学校を卒業していない人または、中学校は卒業したが実質的に十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人で、義務教育の学び直しを希望する人
- ③京都市内に住んでいる人、京都市内で働いている人
- ④3年間学校に通える人

教育課程・指導上の工夫

- ・ 昼間部は**不登校特例校**に指定されており、**夜間部生徒との交流学習の時間を設定**
- ・ 火・木の5・6校時は昼間部・夜間部合同授業を実施
- ・ 性別・母語・年齢・形式卒業等を配慮したクラス編成
- ・ 学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級に学級担任を置く
- ・ 国語は、母語・日本語の習熟を配慮した4クラス編成、社会・理科・英語は日本語の習熟に合わせた4クラス編成等

# 福岡市立福岡きぼう中学校（福岡県）

## 【単独校】

開校日 令和4年4月1日

(令和5年5月時点)

生徒数 44名

年齢層	16～19歳：7人 40代：2人	20代：13人 50代：2人	30代：12人 60歳以上：8人
居住地	福岡市	44人 (100%)	
国籍	日本国籍	8割程度	外国籍 2割程度

### 開校までのスケジュール

- 令和3年4月 ニーズ調査の実施
- 〃 9月 設置表明、補正予算計上（施設の改修、備品の購入等）
- 〃 12月 福岡市立中学校設置条例の改正、生徒募集開始
- 令和4年1月 入学希望者説明会の実施
- 〃 4月 開校

### 施設整備上の工夫

福岡市教育センター内に設置

- ・ 余裕教室がある小中学校等と比較検討し、市内各地からアクセスしやすく、既存施設を有効活用できるなどを勘案し、教育センターを選定。
- ・ 特別教室や保健室については、教育センター内の既存の諸室を活用。
- ・ 体育館については、必要に応じて、近隣の小学校の施設を活用。

### 設置費・運営費

令和3年度建設費・新設準備費：38,511千円  
(うち教育支援体制事業費補助金(夜間中学補助金)：4,000千円)  
令和4年度運営費：11,136千円(うち教育支援体制事業費補助金(夜間中学補助金)：2,500千円)



教育センター外観



教室

# 市町村間の経費負担の工夫

○ 法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。

○ そもそも、公立中学校の運営費については、夜間中学であるかどうかにかかわらず、毎年度、設置する市町村に対して地方交付税によりその財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立中学校の生徒数、学級数、学校数をそれぞれ測定単位としているところです。

○ したがって、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、関係市町村間で十分な協議を重ねた上で経費を応分に負担することが考えられます。

○ なお、設置市区以外の市区町村から夜間中学に生徒が通う場合に、市区町村間で次のような経費負担を行っている例もあります。

奈良市においては、県内の他市町村（「A市」）在住者が、奈良市立の夜間中学への入学を希望した場合、奈良市とA市の間で覚書を結び、年度末に次のような経費負担をA市に対して求めています。

- ・ 夜間中学の運営並びに生徒の就学に必要な経費  
（例）生徒の扶助費（通学費、特別活動費、修学旅行費）

設置費・運営費について

**令和2年度運営費(常総市当初予算):1,141,000円**

消耗品費, 備品費, 印刷費, 通信費, 検診委託費, 生徒保険 等々

**令和2年度教育支援体制事業費補助金:366,000円**  
(夜間中学の設置促進・充実事業)

**応分負担による他市負担額:約400,000円**  
(10月時点概算額)

常総市の実質負担額:約 375,000円/年

運営費の応分負担について

水海道中学校夜間学級の運営費は、在籍する生徒の居住する市町村に、生徒数に応じて負担していただいています。

《各市の負担額の算定式》

当該市の  
在籍生徒

$\Sigma$

運営費 (=当該年度決算額)

当該年度に在籍した  
全ての生徒の延べ在籍月数

当該生徒の  
在籍月数

×

施設使用料  
+ (10,000円)

※小数点以下の端数は切捨

# 遠隔教育特例校について

## 遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。

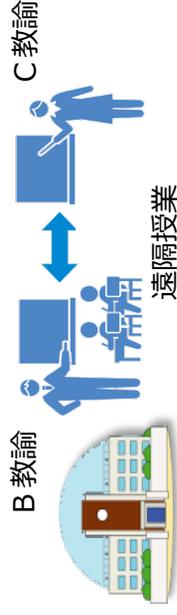
(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

- ※ 予算措置なし
- ※ 受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を保有していない  
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および  
A中学校の教員としての  
身分を有する者(兼務発令等)



A中学校（受信側）

**遠隔教育特例校**

※配信側については場所や  
生徒の有無は問わない

## 対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

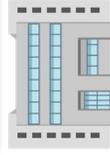
## 指定の要件

**中学校等において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合に必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の回数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

## 指定までの流れ

申請



希望する中学校等の  
管理機関

都道府県の教育委員会又は故郷を  
経由して、申請書を提出

※原則、毎年度、8/1～10/31

文部科学省  
文部科学省

審査・指定

実施計画を審査し、基準を満たしている場合、  
遠隔教育特例校に指定



## 7. 夜間中学設置促進に向けた広報

# さらなる周知に向けて、広報素材を作成



フライヤー



ショート動画や  
各国語対応のパン  
フレットも掲載中

夜間中学設置応援資料には

- ・夜間中学とは
- ・設置事例の紹介
- ・国による支援策

などをまとめています

夜間中学設置促進の夜間中学設置応援資料、  
ポスター、フライヤーをリニューアル。  
文部科学省HPからダウンロードいただけます！  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm)

# 広報の強化に向けた最近の取組

- **広報動画作成**
  - ・ 10分程度の広報動画（2本）及びダイジェスト版動画を制作し、文部科学省YouTubeで公表。活用に係る事務連絡の発出（令和5年3月30日）
  - ・ 夜間中学を開校予定の鳥取県や石川県の教育委員会ホームページにおいて、文部科学省広報動画Webページへのリンクを掲載
- **関係省庁等と連携した各所への周知**
  - ・ 厚生労働省と連名で、地域若者サポートステーションに対しポスター・フライヤーの活用を依頼（令和4年7月7日）
  - ・ 公民館等社会教育施設に夜間中学の周知及びポスター・フライヤーの活用を依頼（令和4年10月5日）
  - ・ 駐日公館に対し、言語別リーフレットの配布を通じ夜間中学の周知・広報に係る協力を依頼（令和4年10月12日）
  - ・ 厚生労働省を通じて、福祉関係部局等（福祉事務所等）に夜間中学の周知及びポスター・フライヤーの活用を依頼（令和4年11月17日）
- **業界団体と連携した各所への周知**
  - ・ 一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人日本民営鉄道協会、一般社団法人日本地下鉄協会に対し、ポスターの配布、掲示を依頼（令和5年7月3日）  
※協力をいただいたスーパーマーケットの店舗、駅構内等で掲示される予定
- **「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」の改訂（令和5年1月23日）**
  - ・ 夜間中学の認知度を高めるための工夫として、自治体庁舎内のほか、就労・国際・福祉・医療関係施設、交通機関など、チラシの設置やポスターの掲示場所を例示するとともに、文部科学省において新たに作成したポスター、フライヤー、パンフレットの関連リンク先を紹介



広報動画へのアクセスはこちらから



広報動画

# 參考資料



# 教育機会確保法施行後の主な動き(1)

H28.12

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3

①【義務教育費国庫負担法の一部改正】  
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】  
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】  
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】  
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8

⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】  
教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

H29.11

⑥【平成29年度夜間中学等に関する実態調査の実施】  
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

# 教育機会確保法施行後の主な動き(2)

## ⑦【平成30年度政府予算】

夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育機会の確保及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H30.3

## ⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】

これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト公表

H30.3

## ⑨【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】

フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

H30.4

## ⑩【第3期教育振興基本計画の策定】

教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H30.6

## ⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】

平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知

H30.7

## ⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】

夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催

H30.7,8

## ⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】

教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

H30.11

# 教育機会確保法施行後の主な動き(3)

H30.12

⑭【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」関係閣僚会議決定】  
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる

H31.2

⑮【夜間中学設置推進説明会を開催】  
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

H31.3

⑯【平成31年度政府予算】  
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H31.4

⑰【松戸・川口の夜間中学開設】  
浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席

R元.6

⑱【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」関係閣僚会議決定】  
全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる

R元.6

⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】  
初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる

R元.6

⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】  
夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめ

# 教育機会確保法施行後の主な動き(4)

R元.8

②①【夜間中学における日本語指導研修会を開催】

昨年度に引き続き、日程や内容を改善して、夜間中学における日本語指導を充実するための研修会を開催

R元.11

②②【「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定】

全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

R2.1

②③【夜間中学設置推進説明会を開催】

教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

R2.1

②④【令和元年度夜間中学等に関する実態調査の実施】

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

R2.3

②⑤【令和2年度政府予算】

夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

R2.4

②⑥【常総の夜間中学開設】

常総市立水海道中学校の開校

# 教育機会確保法施行後の主な動き(5)

R2.6

⑳【「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定】  
夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

R2.7

㉑【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2020」閣議決定】  
多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進すると明記

R3.1

㉒【第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)】  
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

R3.3

㉓【令和3年度政府予算】  
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

R3.4

㉔【徳島・高知の夜間中学開設】  
徳島県立しらさぎ中学校、高知県立高知国際中学校夜間学級の開校

R3.6

㉕【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2021」閣議決定】  
多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置(中略)を推進すると明記

R4.3

㉖【令和4年度政府予算】  
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

# 教育機会確保法施行後の主な動き(6)

R4.4

③4【札幌市・相模原市・三豊市・福岡市の夜間中学開設】

札幌市立星友館中学校、相模原市立大野南中学校分校夜間学級、三豊市立高瀬中学校夜間学級、福岡市立福岡きぼう中学校の開校

R4.5

③5【令和4年度夜間中学等に関する実態調査の実施】

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

R4.6

③6【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2022」閣議決定】

夜間中学の設置(中略)を推進すると明記

R4.6

③7【「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」関係閣僚会議決定】

全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図ると明記

R4.6

③8【夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進に関する事務連絡の発出】

令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果を踏まえ、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を発出

R4.6

③9【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】

ウェブサイト改修するとともに、ポスター、フライヤー、夜間中学設置応援資料、ショート動画をウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

# 教育機会確保法施行後の主な動き(7)

## ④①【夜間中学設置促進説明会を開催】

教育機会確保法や第3期教育振興基本計画、令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催

R4.7

## ④①【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第3次改訂版)】

平成30年7月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第3次改訂版を作成

→ 令和4年度夜間中学等に関する実態調査の結果公表と併せて、各教育委員会に周知し、夜間中学未設置自治体に対しては設置に向けた検討を依頼するとともに、夜間中学設置済の自治体に対しては入学者の確保等の積極的な広報活動を依頼。

R5.1

## ④②【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】

夜間中学広報動画を作成、ウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

R5.3

## ④③【仙台市・千葉市・静岡県・姫路市の夜間中学開設】

仙台市立南小泉中学校、千葉市立真砂中学校かがやき分校、静岡県立ふじのくに中学校、姫路市立あかつき中学校の開校

R5.4

## ④④【第4期教育振興基本計画の策定】

教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定

R5.6

## ④⑤【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2023」閣議決定】

夜間中学の全国的な設置促進・機能強化(中略)を図ると明記

R5.6

事務連絡  
令和4年6月1日

各都道府県教育委員会夜間中学担当課  
各指定都市教育委員会夜間中学担当課 御中

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育制度改革室

夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）

平素より、大変お世話になっております。

令和4年5月27日に、総務省統計局より令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表されました。その中で、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人（前回約12万8千人）、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人（今回初めて調査）ということが明らかになりました。

文部科学省としましては、今回の調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、外国籍の方などが再び学ぶ場として、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えます（別添1参照）。

つきましては、各教育委員会において、令和3年2月16日付け2文科初第1704号初等中等教育局長通知「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（別添2参照）の趣旨及び令和2年国勢調査の結果も踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図っていただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

なお、別添3として「夜間中学設置応援資料」を添付いたしますので、ご活用ください。

※令和2年の国勢調査の結果については、次のURLからアクセスできます。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

（添付資料）

- 別添1 令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果（令和4年5月27日公表）について
- 別添2 「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（本文のみ）（令和3年2月16日付け2文科初第1704号初等中等教育局長通知）
- 別添3 夜間中学設置応援資料
- 別添4 夜間中学の設置・検討状況

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育制度改革室義務教育改革係 白井、山田  
電話：03-6734-2007（直通）FAX：03-6734-3731  
e-mail：syokyo@mext.go.jp

夜間中学の設置・充実について、その背景となる法律や閣議決定、文部科学省における支援策等を改めて整理致しましたので、周知させていただきます。各教育委員会における取組の一層の推進に活用頂きますようお願い致します。

2文科初第1704号

令和3年2月16日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

(公印省略)

夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について (依頼)

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしています。

平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）」（以下「法」という。）第14条においては、全ての都道府県及び市町村に対して、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられました（別添②27頁参照）。現在、夜間中学は全国10都府県28市区に34校の設置に止まっていますが、法成立後に新たに3校が開校したほか、各地で設置に向けた検討が進められております（別添②33頁参照）。

このような中、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）等において、夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る、こととされました（別添②47頁参照）。令和3年1月25日には、衆議院予算委員会において、菅内閣総理大臣から、「今後5年間で全ての都道府県・指定都市

に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」との答弁がなされたところです(別添②50頁参照)。

文部科学省においては、令和3年度政府予算(案)において、夜間中学の設置促進・充実事業について、75百万円を計上するとともに、関係施策による支援の充実を図っているところです(別添②34頁参照)。

つきましては、各教育委員会において、法及びこれらの閣議決定等を踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るようお願いします。

夜間中学の必要性と文部科学省における取組をまとめた資料を送付致しますので、取組の参考にして頂ければ幸いです。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村(指定都市を除く。)教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

(添付資料)

別添① 夜間中学の設置・充実に係る政府方針等と支援策について

別添② 夜間中学の必要性と文部科学省における取組について

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育制度改革室 松岡、石原

電話 03-5253-4111 (内線 2007、3923)